

◇大阪市水道局企業職員の旅費に関する規程

- 1 公務のため旅行する職員に対して支給する旅費の額及びその支給方法等に関し必要な事項を定めることにしました。
- 2 大阪市水道局企業職員の旅費に関する規程（昭和33年大阪市水道事業管理規程第1号）は、廃止することにしました。
- 3 必要な経過措置を講ずることにしました。
- 4 この規程は、令和7年4月1日から施行することにしました。

（水道局総務部職員課）